

マンション管理は新時代へ！
郡山市の「マンション管理計画認定制度」が
始まります



ターゲット 11.3

2023年11月8日
郡山市建設部
住宅政策課
課長 高木 信幸
TEL：924-2638

SDGs ターゲット 11.3 「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、マンションの適正な管理と良好な住環境の形成を目的とした「郡山市マンション管理適正化推進計画」を策定しました。

これにより、令和5(2023)年11月からマンション管理計画認定制度がスタートします。<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/90901.html>



1 マンション管理計画認定制度とは

管理組合によるマンション管理が、国の示す一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして地方公共団体の認定を受けることができる制度です。

認定を受けることで、将来にわたって長く安心して住むことができるマンションとして客観的に評価され、市場価値が高まります。

2 認定を取得するメリット

(1) 住宅金融支援機構における融資金利の引き下げ等

<https://www.jhf.go.jp/>

(2) 固定資産税の減額措置(マンション長寿命化促進税制)

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/31/72466.html>

【主な要件】

- ・築20年以上かつ10戸以上で管理計画の認定を取得したマンション
- ・過去に長寿命化工事を1度以上実施している
- ・令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に2回目以降の長寿命化工事を完了している
- ・長寿命化工事の実施に必要な修繕積立金について、令和3年9月以降に、管理計画の認定基準未滿から認定基準以上に修繕積立金を上げた場合 など



3 認定の対象

市内の既存分譲マンション

4 認定基準

長期修繕計画の計画期間が一定の年数以上であること、長期修繕計画に基づき修繕積立金を設定していること、集会(総会)を定期的に開催していることなどを基準としています。

5 マンション管理計画認定制度相談ダイヤル

一般社団法人日本マンション管理士会連合会では、マンション管理計画認定制度をはじめ、マンション管理適正化法に関する無料相談窓口「マンション管理計画認定制度相談ダイヤル」(電話03-5801-0858)を開設しています。

<https://www.nikkanren.org/service/ninteisodan.html>



2024(令和6)年に郡山市は市制施行100周年を迎えます!!

ひらけ 未来へ こおりやま